

平成28年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第28回 議事録（要約）

日 時 平成28年 7月13日（水） 18時30分 ～ 19時45分

場 所 橘リサイクルコミュニティセンター 2階会議室

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 第27回検討協議会議事録の確認

【概要】

事務局から、第27回検討協議会の「議事録」について、内容の確認があり、了承されました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： ご質問ありますでしょうか。

意見等がなければ了承したと判断し、次の議題に入りたいと思います。

3 議題

(1) 解体撤去工事の着手の遅延について

【概要】

橘処理センター解体撤去工事について、平成28年5月13日付けで相手方から契約を辞退する旨の申出がありました。辞退の経緯として、4月14日落札決定（仮契約）からの契約辞退届の提出（仮契約の解除）までの経緯の説明と解体撤去工事の遅延に伴う業務内容として、仮囲いの設置を先行して実施することや解体撤去工事着手の遅れに伴う業務の対応等を事務局より説明がありました。

解体撤去工事着手遅延に伴う業務として、仮囲い（工事区画）設置及び敷地の管理体制について、第三者の侵入を防止や解体撤去工事着手までの期間における対応で適切に管理していくことが確認されました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： 事前にお知らせ頂いております事務連絡で内容をご存知だとは思いますが、ご質問ありますでしょうか。遅延に伴い追加される仮囲い工事などについて、ご質問や意見がありますでしょうか。

事務局： 補足説明させていただきます。解体撤去工事は7月から進める予定でし

たが、契約業者の辞退により今後の業者を新たに決めなければなりません。前回の業者を選定するのに、6か月の期間が掛かりました。再入札の手続きについても、同様の期間が必要となります。そのため、橘処理センターは、6か月以上の期間を無人で管理していくこととなりますので、解体撤去工事業者が決定する前に、仮囲い設置工事を先行して行うこととなりましたので、ご説明いたしました。

委員：再入札によって決まった業者についても、議会の承認は必要なのですか。

事務局：6億円以上の工事については、議会の承認を得てから本契約となります。

委員：仮囲い設置工事を川崎市が先行して行うことになりましたが、仮囲い設置の費用は元々の解体撤去工事の金額とは別に上乘せされるのですか。

事務局：前回の解体撤去工事では、請負業者で仮囲いを行う予定でございましたが、今回の契約業者辞退により無人の期間が長期間となりますので、川崎市が先行して仮囲いの設置を分離して先行発注するだけで、二重の投資になるわけではありません。

委員：仮囲いを設置する位置を敷地境界内側ではなく、歩道の植栽を隠すように仮囲いを設置できませんか。歩道に面している植栽を十分に管理していないため、通行できる歩道が狭くなり通行の障害となっています。仮囲いの設置場所を検討してもらえませんか。

委員：歩道に面している植栽は、道路公園センターの管轄なため、施設建設課からも早急に歩道の植栽を整備してもらうように依頼をしております。今後も、市民の方で通行に支障があるなどお気づきの際は、道路公園センターに直接ご連絡していただけますと早急に対応すると言っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。仮囲いにつきましては、敷地境界の内側に設置する予定です。その理由としましては、橘処理センターは解体撤去工事着手まで、無人の管理となるため、万が一、台風などの強風時に仮囲いが壊れて道路や歩道に飛び事故やけがの防止としています。

委員：歩道の植栽の整備については、ここ最近の話だけではなく、以前からお願いしている話です。

事務局：解体撤去工事では、敷地を越えた位置での仮囲いの設置はできません。ただし、建設工事で道路敷きを痛めてしまうことがありますので、建設工事で補修を予定しております。その時に植栽の整備について、道路公園センターと協議して改善できるようにしていきたいと思っております。

委員：建設工事期間中は、歩道にある雑草の管理をきちんと欲したい。

委員：仮囲いの高さが3mあると歩行者は圧迫感を感じると思うが、仮囲いの色は何色でしょうか。また、夜間に歩く際は、仮囲いによって暗いと感

じると思いますが照明の設置はあるのでしょうか。

事務局： 橋処理センターの電源が今年の3月で止まっており、橋処理センターからの照明はありません。歩道にある照明のみとなっておりますので、歩道の明るさは変わりません。仮囲いのパネル色については、色付きの仕様で発注する予定です。解体撤去工事業者が決定するまでは、ご不便をお掛けいたしますが現状の明るさでご理解願います。ただし、解体撤去工事着手以降は契約業者による電源供給がありますので、歩道の明るさについて改善を行うことも可能です。

委員： 仮囲いは、部分的にメッシュタイプのパネル設置を予定していますか。

事務局： 風通しと橋処理センター敷地内の状況が判るように、10m間隔でメッシュタイプのパネルを設置する予定です。

会長： 仮囲いの設置工事は、9月中旬から始まる予定ということですね。次の議題に進みます。

(2) 汚染土壌に関する地下水モニタリングについて

【概要】

汚染土壌の地下水への影響を監視するため、専門業者により地下水モニタリングにより監視していくことを事務局から説明がありました。敷地内の観測井戸(7か所)の概要説明と、地下水モニタリングのスケジュールとして、関係法令に基づいて年4回程度監視していくことを事務局から説明がありました。地下水の調査結果は、関係部署に届出るとともに、川崎市環境局施設建設課のホームページにて公表していくことが確認されました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： そもそも地下水のモニタリング調査をしなければいけないのは、汚染土壌が出てきたためですね。前回の検討協議会で、ご説明いただいた内容に対して今回はさらに具体的な説明をしていただきました。ご意見ご質問ありますでしょうか。

委員： 汚染土壌の場所は、特定されていると聞いています。前回の検討協議会の報告から4か月経っても同じような数値が確認されていますが、汚染土壌の撤去が完全に終わるまで続くのでしょうか。

事務局： そのとおりです。資料の平面図に記載しています網掛けしている箇所は、汚染土壌が確定している場所です。その範囲は、約4,700㎡となっており、今後も地下水の監視を継続していきます。そして、建設工事期間に汚染土壌を全て撤去し、健全な土壌に入れ替える作業をしていきます。橋処理センターが建て替わって竣工する頃には、汚染土壌はなくなる計画です。この土壌汚染の対策方法は、王禅寺処理センターの建替工

事も同じです。その時も汚染土壌を全て撤去し、健全な土壌に入れ替えました。現在の王禅寺処理センターは、汚染土壌は無く健全な土地として使用おり、橘処理センターの建設工事も同様に行う計画です。建設工事の早めの時期に地下部の工事を行いますので、時期としては、概ね平成30年度後半から31年度に土壌汚染の対策として土壌の入れ替えを計画しています。詳しい計画時期が確定しましたら、改めてお知らせします。

委員： 観測用井戸の深さは8mとなっておりますが、それ以上の深さには、汚染物質は存在しないのですか。この深さは、調査して決めたのでしょうか。

事務局： 土壌汚染対策法では、地表からの深さが10m以内となっておりますが、橘処理センターでは深さ8mに水を通さない不透水層という地盤がありますので、観測井戸の深さを概ね8mとしております。

委員： 新設する5地点の観測井戸設置地点では、既設の観測井戸設置地点（2地点）の不透水層までの深さが違うと思いますが、新設する場所では、不透水層まで観測井戸を掘るのでしょうか。

事務局： 新設する際に、ボーリング調査を実施して、不透水層というきめ細かい地層がある部分まで掘削し、観測井戸の深さを決めていきますので、最終的な深さが8mとは限りません。

事務局： 汚染土壌は、地表から浸食されていくイメージです。そのため、地表からのダメージで浸食され、不透水層で止まるイメージですので、不透水層までとしております。

委員： 観測井戸の深さは8mにこだわることなく、不透水層までと考えてよろしいですね。

事務局： そのとおりです。橘処理センターでは、地質調査しております。その結果の中で、不透水層は、地表から10m以内の深さということが判っています。

委員： 橘処理センターの敷地外にある周辺の井戸については、調査していますか。

事務局： 調査はしておりませんが、高津区の保健福祉センターに問い合わせたところ、飲用の井戸は水道局で調査しており、橘処理センター周辺には飲用の井戸はなく雑用の井戸のみで、高津区保健福祉センターで適宜雑用での水質を調べています。今のところ異常はないとのことです。

会長： 他に意見がなければ、次の議案に進みたいと思います。施設整備計画書から新たに追加した事項について、お願い致します。

(3) 施設整備計画書（第23回に説明）から新たに追加した事項について

【概要】

施設整備計画書策定以降、土壌調査や橋処理センターに確保する機能の検討の結果、新たな事項として、汚染土壌対策は、建設工事で汚染土量を確定し、汚染された土量を除去して適切に処理することや、隣接施設への動線確保として、橋処理センターから隣接施設へ連絡通路及び連絡橋について事務局から説明がありました。汚染土壌の対策方法及び地下水の定期的なモニタリングの実施と隣接施設への一体的な活用方法について橋処理センター建設工事仕様書に追加することが確認されました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： 地域住民として、ご意見やご質問はありますか。

委員： 見学者用のバスは、どこに止めるのですか。

事務局： バスは造成地盤上に3台程度止めるスペースを確保しておりますが、詳細な位置は決まっております。

委員： 造成地盤上の駐車場は、現在の川崎市民プラザの駐車場と比べ、台数は減るのでしょうか。

事務局： 川崎市民プラザの立体駐車は、乗用車76台停めることができます。平成27年度から橋処理センターの駐車場は有料化されています。他の施設の利用実績から1割から2割の駐車利用数が減る傾向にありますので、川崎市民プラザの利用者などを踏まえて、駐車台数を決めていきます。

会長： 地域住民として、具体的な要望等ありますか。

委員： 造成地盤の下側の平日は収集車の搬入として使用している道路ですが、日曜日は駐車場として利用できるのでしょうか。

事務局： 川崎市民プラザ等の年6回のイベントについては、駐車場として造成地盤下側の利用が可能と考えています。ただし、駐車できる台数及び運用方法については、現在のところ詳細な設計を行っておりませんので不明です。

会長： その川崎市民プラザへの連絡橋は、舗装（床）に段差がありますか。

事務局： バリアフリーのため段差はありません。

委員： 連絡橋の幅は、一般的な歩道橋と同じくらいでしょうか。

事務局： 現時点で具体的な設計は行っておりませんが、車イスが通れる幅を考えています。

(4) 橘処理センター整備事業スケジュール見直し（案）について

【概要】

橘処理センター整備事業スケジュール見直し（案）について、事務局から説明がありました。手続き関係として、環境影響評価手続きは、4月21日から5月20日まで縦覧し、問合せ等もなく無事終了しております。都市計画変更手続きは、5月16日に審議会を実施し、6月7日に告示され、アセス及び都市計画変更の事務手続きは無事に予定どおり完了していることが確認されました。今後は、解体撤去工事の着手の遅延に伴う整備事業のスケジュールについて、見直しを行い、次回の検討協議会で整備事業スケジュール（案）を示すことが確認されました。

【発言要約】

- 会 長 橘処理センター整備事業スケジュール見直し（案）についてお願いします。
- 事 務 局 スケジュールにつきましては、毎回検討協議会で説明していますが、解体撤去工事の影響で予定は未定となっています。今後、橘処理センター整備事業スケジュールが決まりましたらお知らせします。今回の資料は、前回の3月に行いました検討協議会のスケジュール資料を添付しておりますが、次回の検討協議会では、解体撤去工事のスケジュールを示したいと考えております。また、手続き関係では、環境影響評価手続きは、4月21日から5月20日まで縦覧し、問合せ等もなく終了しておりますので、これをもって、アセスの手続きを完了しており、指定開発行為着手届も提出しておりますので、工事の着手ができる状態になっています。都市計画変更についても5月16日に都市計画審議会が開かれ、6月7日告示しており都市計画変更も完了しております。手続き関係につきましては、無事に予定どおり完了しております。現在は、解体撤去工事及び建設工事のスケジュールを見直している状況です。
- 委 員 具体的に、いつ頃から解体撤去工事に着手するのでしょうか。
- 事 務 局 解体撤去工事の入札に6か月以上はかかります。また、解体撤去工事業者が決定し、解体撤去工事着手の頃には、事前に近隣住民の方に説明する予定です。
- 会 長 解体撤去工事が遅れることによって、建設工事完成の目途はどれくらいでしょうか。
- 事 務 局 当初計画では、平成34年度の9月までとしておりましたが、解体撤去工事が6か月以上遅れますので、平成34年度末までの完成は難しいと考えております。
-

3 その他

(1) 川崎市消防局の訓練について

【概要】

高津消防署から、橘処理センターの敷地を訓練で使用するについて、事務局から説明がありました。橘処理センターの敷地を使用する訓練の要望について、事務局から説明がありました。

【発言要約】

事務局： 高津消防署から、橘処理センターの敷地を使用する訓練の要望があります。7月14日から橘処理センターの敷地スペースを使用して、訓練をほぼ毎日実施する予定です。そのため、解体撤去工事の着手まで、消防車の出入りがあります。

(2) 橘処理センターの航空写真について

【概要】

橘処理センターの上空から撮影について、検討協議会の一環として行い、新しく稼動した際の環境学習資料として活用していくことを事務局から説明がありました。

【発言要約】

事務局： 橘処理センター周辺に住んでいた上空からの撮影を職業としている方が、橘処理センター解体前に上空からの写真を残したいという協力の申し出がありました。撮影した写真は、川崎市に提供していただけることですので、貴重な資料としてパネル等に活用したいと思います。航空写真の撮影日が決まりましたら、会長へ連絡いたします。ちなみに、撮影するためには国土交通省の許可が必要ですが、その許可もお持ちの方です。

(3) 次回の検討協議会について

【概要】

平成28年度 第29回 検討協議会の日程について、事務局から説明がありました。

【発言要約】

事務局： 次回の検討協議会の日程ですが、11月14日（月）でどうでしょうか。

会長： 第29回は、11月14日（月）に予定します。

本日は、これをもって終了します。